

## 廃棄物同然の「埋葬」

具体的に見てみよう（以下、東京空襲遺族会の意見書から抜粋）。

①自衛隊は、公有地、民間地でも必要とあれば、その土地を強制収用する事ができ、墓地や仮埋葬地として活用するとしています。また、墓地・埋葬法を「特別措置」で改めるともしています。一九四五年三月十日の犠牲者が、氏名も確認せず廃棄物同然に埋葬されたことを思い出さざるを得ません。あの惨禍は二度と繰り返してはならない道です。

②また「財政上の措置」の項では、「国民または地方公共団体は、要請を受け、国民の保護のための措置に協力したものが、死亡、負傷等したときは、損害を補償」としています。六〇年前の空襲で犠牲になった民間人に「国との雇用関係がない」との理由で、いっさいの補償をしなかつた措置を今後想起される武力攻撃や大規模テロ等においてもつづけることは国際的にもまれな非人道的制度を固定化するものとなっています。

①でいう「仮埋葬」とは、東京大空襲の直後、身元や遺留品の調査なども十分行われず、一〇万人単位の遺体が、被災地周辺の公園や空地に軍隊や警察などによって埋められたことを指している。「国民保護法」では、被害者の安否確認、関

係者への情報提供を行うなどと定めているが、現に被害者の出ている東京大空襲に対し、東京都は遺族からの「申告」を受け付けているだけで自ら責任ある調査は行わず、被害実態に関する「情報公開」も拒否し続けている。結局、「現体制」にとつて都合の悪い情報は、隠蔽されているのが実態といえるだろう。どうしたら、「市民」にとつて必要な救援が保障され、十分な「情報」が開示されるのか、取り組みが求められている。

### 戦争被害「受忍」原則の恒常化

②は、八〇年、「原爆被爆者対策基本問題懇談会」によって報告され、民間人戦争被害者に対する補償問題対策の基本方針となっている、いわゆる「受忍論」の問題をさしている。「受忍論」によれば、「戦争という国の存亡をかけての非常事態のもとにおいては、国民がその生命・身体・財産等について、その戦争によつて何らかの犠牲を余儀なくされたとしても、それは、国をあげての『一般の犠牲』として、すべての国民がひとしく受忍しなければならない」（懇談会報告書）とされている。

もし、「国との雇用関係」がある軍人や公務員だけが補償を受け、それ以外の一般市民は、「非常事態」であることを理由に、どのような被害も「ひとしく受

忍」しなければならないのなら、障害を負って働くことができなかったり、家族を失った子どもはどのようなに立ち上がればいいのかのだろう。実際にそのようなことを強いてきたのが今の政府であり、このような線引きは、新たな有事法においても何ら問題視されることなく踏襲されている。「武力攻撃」や「テロ」が起これば、傷付いた一般市民の公的支援も含めた救済が、最大の課題であることは目に見えている。そこが抜け落ちているのは、この法律が、そもそも、被害を受ける側の人々のニーズをもとに組み立てられたものではないからであろう。

ちなみに、これらの論点は、市民や専門家により十分検討されたはずの、国立市でのシミュレーションの結果や、自由法曹団東京支部が提出した意見書にも触れられていない。このように、反九条改憲・有事法制の運動は、戦争被害者支援の活動とふれることで、「戦後社会」の実態を踏まえた、よりリアリティのある提言を組み立てることができるとし、戦後補償の運動もまた、それがめざしている「人々が平和的に生きられる社会」の像を練り直し、普遍的なものにしていくことができるだろう。これを機会に、新たな交流が生まれていくことを期待したい。（やまもと・ただひと、東京大空襲・戦災資料センター研究員・大学非常勤講師）

## 「国民保護計画」にどう向かい合うのか

—東京空襲遺族会による東京都への反対意見書から—

山本唯人

五月一日、東京都の広報に、「『東京都国民保護計画』を策定—武力攻撃や大規模テロに備えて—」の見出しが大きく踊った。この間、もちろん、「有事法制」の問題に取り組む法律家や市民運動団体からは、それなりに問題提起がなされてきたし、東京の自治体では、国立市の上原公子市長が、有事法を研究してきた市民・弁護士・自治体職員などを集めて「戦争非協力自治体づくり研究会」を発足させ、「シミュレーション」を行った結果を発表して、この問題への注意を喚起している（上原公子ほか『国民保護計画が発動される日』自治体研究社、〇六年）。

これまで浮き彫りになった論点や疑問を出し合い、市民にとつてどのような対応が必要なのか、議論を深めていくことが求められているといえるだろう。

### 戦争被害者不在の有事法制論議

昨年九月、東京都の意見募集に対して、東京大空襲の遺族・傷害者・体験者などで作る「東京空襲遺族会」は、「保護計画案」反対の意見書（東京都国民保護計画案について）を提出した。ここでは、この内容を紹介すると共に、そ

のことは通して、戦後、各地で積み上げられ、九〇年代以降、また新たな展開を見せている「戦争被害者支援」の運動と、「反九条改憲・有事法制」の運動をつないでいく可能性について、課題を提起したい。

沖縄戦や原爆はいうまでもなく、かつて日本全国の都市を襲った「空襲」もまた、一般市民の体験した「武力攻撃」そのものだったといつてよい。七〇年代以降、多くの都市では「空襲記録運動」が発足し、草の根レベルでの戦争の実態の掘り起しが続けられてきた。その一方で、「外国人」と「民間人」を排除する「戦傷病者戦没者遺族等援護法」や「軍人恩給」のゆがみから、国や自治体による救済から切り捨てられ、被害実態の調査も行われず、社会的に「不可視な存在」とされてきた戦災傷害者・孤児・遺族、そのなかでさらに差別された存在であった在日外国人の被害など、多くの民間人や外国人戦争被害者の戦後は、「市民」を巻き込む戦争が、いかに長く、複雑な苦しみを人々にもたらすかを物語っている。

戦争が人々にもたらす苦しみは、投げ

込まれる状況にに応じて多様であり、まして、数百万人単位の密集する大都市がまともな攻撃を受けたとき、「社会」の何が暴力として作用し、そのため差し伸べる手が届かず人々を死に追いやったかを究明するのは、簡単なことではない。現在の自治体職員やその責任ある者が、こうした被害の具体相や被害者の抱える課題を十分に共有する努力をせずに、「憲法九条」下の社会を担っていること自体が大きな問題であるし、東京都に限っていえば、九九年、都議会と石原都知事の判断により「平和祈念館」建設が凍結され、市民にとつて必要な資料を保存したり、戦時下の事情を知る機会そのものが、大きく制限されていることも問題であろう。九七年から、東京大空襲により亡くなった人々の「氏名記録運動」がはじまり（概要については、拙稿『「分断の政治」を超えて』『現代思想』〇五年八月号参照）、その積み上げの上に、今年は、政府に対して「謝罪と補償」を求める訴訟が準備されている。こうした、草の根の活動を通じて明らかにされた戦争の実態や、戦争被害者たちの置かれた状況を共有し、その課題を共に解決していくプロセスそのものが、「九条」を生きたものにし、「有事法」を二度と発動させない社会を作ることと、大きな意味で重なるとはいえないだろうか。